

石環境第 714 号
令和6年 2月29日

北海道知事 鈴木 直道 様

石狩市長 加藤 龍 幸



計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和6年2月9日付環境第1135号で照会のあった掲題につきまして、別紙のとおり本市意見を提出いたします。

記

【意見照会対象図書】

（仮称）石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業 計画段階環境配慮書

問合先

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市 環境市民部 環境課（担当：時崎、工藤）

電話：0133-72-3240

FAX：0133-75-2275

E-mail: k-hozen@city.ishikari.lg.jp

k-hozen@city.ishikari.hokkaido.jp

環境生活部環境局環境政策課

- 6.3. - 4 収受

第 072-1 号

【別紙 [(仮称) 石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業]

1 総括的事項

- ・本事業は、浮体式洋上風力の早期実用化を図るため、石狩市浜益沖において、浮体式洋上風力発電設備を設置し実証事業を行うものである。これまで先行事例の少ない洋上での浮体式洋上風力発電実証事業となっていることから、計画段階では想定し得ない環境影響が生じる可能性がある。
- ・本市は、環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」を活用し、平成 31 年 3 月に風力発電ゾーニング計画書を策定した。本発電事業の実施に当たっては、ゾーニング計画を踏まえ、環境保全エリアでの事業は行わないようにするほか、調整エリアにおいても、現地における最新の状況や各配慮事項に応じた検討、調整を十分に行なうこと。
- ・環境省が、平成 30 年 3 月 30 日付けで「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、環政評発第 1803305 号）を発出したことを踏まえ、計画段階環境配慮書のウェブ上における縦覧期間の延長やファイル印刷を可能にすることなど、縦覧のための利便性の向上に努めること。
- ・今後の事業実施区域や発電施設の配置等の検討にあたっては、環境影響の回避、低減を的確に行うため、国内外の最新の知見や専門家等の意見を踏まえるなどして、十分な調査と慎重な予測及び評価を実施すること。

2 個別的事項

【陸域動物】

- ・本配慮書では、コウモリ類については、事業実施想定区域の周囲において生息し、海上を飛翔する可能性があると考えられることから、改変後の土地の存在及び工作物の存在並びに施設の稼働による影響を受ける可能性があるとして予測された。
- ・鳥類については、海岸・海域を主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定区域及びその周囲の海上を飛翔する可能性があることから、改変後の土地の存在及び工作物の存在並びに施設の稼働による影響を受ける可能性があるとして予測された。
- ・また、注目すべき生息地については、「マリーン IBA（海鳥の重要生息地）」に選定されている「道北」が事業実施想定区域を含む範囲で存在していること、事業実施想定区域の東側にオジロワシ及びガン・ハクチョウ類の渡り経路が存在することから、施設の稼働に伴うバードストライク等の影響が発生する可能性があるとして予測された。
- ・方法書以降においては、専門家等から助言を得ながら、十分な調査並びに慎重な予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、風力発電設備の基数や配置等を検討し、生息環境の変化に伴う影響を回避又は十分に低減すること。

【海域動物】

- ・本配慮書では、河川域を主な生息環境にする重要な種、潮間帯及びその下部を生息環境とする重要な種については、事業実施想定区域に生息する可能性はほとんどなく、改変後の土地の存在及び工作物の存在により生息環境が変化する可能性はないと予測された。
- ・また、注目すべき生息地（海域）については、事業実施想定区域に存在しないことから、改変後の土地の存在及び工作物の存在が生息環境へ影響を及ぼす可能性はないと予測された。
- ・一方、河川域から沿岸に降海する種、沿岸域、沿岸域から外洋域及び外洋域に生息する種については、事業実施想定区域及びその周囲に主な生息環境が分布することから、改変後の土地の存在及び工作物の存在による主な生息環境及び主な生息環境に生息する重要な種が影響を受ける可能性があるとして予測された。
- ・方法書以降においては、専門家等から助言を得ながら、十分な調査並びに慎重な予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、風力発電設備の基数や配置等を見直すなど、周辺海域における海棲哺乳類、魚類等への影響を回避または十分に低減すること。

【景観】

- ・本配慮書では、景観資源（全 9 ヶ所、全てが市に所在）及び主要な眺望点（全 7 地点、全てが市に所在）については、直接改変がないことから、改変後の土地の存在に伴う景観資源及び主要な眺望点への重大な影響はないと評価した。
- ・一方で、主要な眺望点のうち 4 地点については、風力発電機の視認の可能性があり、つまり可視領域に含まれる可能性があるとして予測された。このうち最も垂直見込角が大きい眺望点は「白銀の滝駐車場」の約 1.8 度であり、「景観対策ガイドライン（案）」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、1981 年）の「垂直見込角と鉄塔の見え方」によると、1.5～2 度の「シルエットになっている場合には良く見え、場合によっては景観的に気になりだす。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。」に該当する見え方となる可能性があるとして予測された。
- ・眺望環境への影響は、垂直見込角から判断される圧迫感だけではなく、眺望点の利用目的や利用者の属性などでも変化することが知られていることから、方法書以降においては、現地調査やアンケート調査等により眺望点の利用特性を十分に把握した上で、予測及び評価を実施すること。
- ・また、季節による自然との調和の変化や、時間帯により点灯・点滅する発電設備の航空障害灯等が眺望環境へ与える影響を把握するため、季節や時間帯ごとのフォトモンタージュ等を作成の上、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ環境への影響を回避又は十分に低減すること。

以上

増 商 商 号
令和6年2月14日

北海道知事 様

増毛町長 堀 雅 志
(公印省略)

計画段階環境配慮書に係る意見について (回答)

令和6年2月9日付け環境第 1135 号で照会ありました株式会社 J E R A の「(仮称)石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業計画段階環境配慮書」について、環境保全の見地から当職の意見を次のとおり回答しますのでよろしくお願ひします。

記

1. 海生動植物への影響が懸念されるため、浮体式洋上風力発電設備の設置等の検討にあたっては、海水の濁り、水中音及び振動等による海生動植物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適時適切な調査と予測及び評価を行うこと。また、その結果から、事業計画の具体化の過程において海生動植物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は、適切な環境保全措置を講ずること。
2. 周辺の自然環境及び生態系の保全に最大限配慮し、周囲の景観との調和、発電設備の色調・位置・配置などに十分配慮すること。
3. 浮体式洋上風力発電設備及びその設置の際に生じる騒音や振動などによる人体への影響がないように十分配慮すること。
4. 町民や関係団体等に十分な説明を実施し、理解を得た上で事業を実施すること。

担 当 : 商工観光課 課長補佐 都筑 得仁
T E L : 0164-53-3332(内線252)
E-mail : kanko@town.mashike.hokkaido.jp
LG-WAN : tsuzuki.tokuhiro@town.mashike.lg.jp

環境生活部環境局環境政策課

- 6. 2. 14 収受

第 772 号